

由布市移住支援金について

R6.4.1～

**※移住支援金に該当しそうな場合は必ず移住前に市への相談・確認をお願いします。
(電話、メール、オンライン相談、窓口相談等)**

下記の要件(1)～(3)をすべて満たす方に対して移住支援金を支給します。

※ただし、毎年度、予算の上限がありますので、予算の上限に達した場合は支援金の交付が受けられない場合があります。予めご了承ください。

(1) 移住等に関する要件

- ① 県外からの移住であること。
- ② 由布市移住応援給付金の交付を受けていないこと(申請者と申請者の同一世帯員を含む)
- ③ 住民票を由布市へ移す直前に連続して1年間以上県外に在住していること
- ④ 由布市へ転入後3か月以上1年未満であること
- ⑤ 交付申請日から5年以上由布市内に居住することを誓約できること
- ⑥ 日本人、又は外国人で在留資格(永住者、特別永住者、日本人の配偶者である等)を有していること
- ⑦ 大学等を卒業した後、新規採用(新卒)で県内事業所へ勤務する場合は補助対象外 など

(2) 就職に関する要件

次に示す①～③のいずれかに該当する者

- ① 大分県が運営する「おおいたジョブナビ」に掲載している求人により就職した者
 - ② 大分県が別に実施する「大分県地域課題解決型起業支援事業」における「起業補助金」の交付決定を受けている者
 - ③ プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した者
- ※①と③については、申請時において連続して3か月以上在職していること。**

※テレワークと関係人口の要件に関して

- ・令和5年9月1日より、「(2) 就職に関する要件」の**対象外**となります。

(3) 世帯に関する要件

帯同する世帯員がいる場合は、移住元、移住後いずれにおいても同一世帯に属していること
同一世帯における申請は1回が限度となります。

婚姻関係等(事実婚等を含む)や同一生計にある場合は、住民票等の状況に関わらず同一世帯取扱い

【補助金額】

- ・ 単身の場合 60万円
- ・ 世帯の場合 100万円
- ・ 世帯の場合であって子ども(申請年度の4月1日現在18歳未満)がいる場合 30万円加算

【提出書類】

- ・ 移住支援金交付申請書(様式第1号)
- ・ 移住支援金の交付申請に関する誓約事項(別紙1)
- ・ 大分県移住支援事業に係る個人情報の取り扱い(別紙2)
- ・ 移住元の住民票除票や戸籍の附票等、由布市への移住直前の1年間の居住地が分かる公的書類の写し
(**※世帯の場合にあつては世帯全員が記載されているもの**)
- ・ 由布市住民票の写し(**※世帯の場合にあつては世帯全員が記載されているもの**)
- ・ 振込先口座(預金通帳又はキャッシュカードの写し)
- ・ 就業証明書(様式2号) **※(2)の①③の場合**
- ・ 大分県が指定する「起業支援補助金」の交付決定通知書等 **※(2)②の場合**

○参考HP

- ・ 大分県HP

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/10112/jiyushienjigyo.html>

- ・ 【大分県公式】移住支援金対象サイト おおいたジョブナビ-大分の転職・就職

<https://oita.saiyo-job.jp/nbtk/recruit/>

- ・ おおいたスタートアップセンター(起業支援補助金に関すること)

<https://startup.oita.jp/>